

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第3弾） よくあるお問い合わせ

### 目次

1	制度について	・・・	P 1
2	交付要件について	・・・	P 2
3	申請方法について	・・・	P 3
4	書類について	・・・	P 4
5	電子申請について	・・・	P 5
6	支援金の交付について	・・・	P 6

### 1 制度について

#### Q 1-1 どのような制度か？

A 1-1 小田原市独自の支援として、2021年1月に発出された緊急事態宣言の影響により事業収入（売上）が減少した事業者のうち、国及び神奈川県の実施対象とならない方へ支援金を交付するものです。

#### Q 1-2 事業収入（売上）の減少とは、どの月とどの月を比較して、どれだけ減少していれば、交付の対象となるのか。

A 1-2 2021年1月から3月までのいずれかの月の事業収入（売上）が、2019年又は2020年の同月と比較して、20%以上50%未満減少した月が存在することです。

具体的には、次の6パターンにおける事業収入（売上）の減少率が、いずれか1つでも20%以上50%未満となっていれば対象です。

ただし、どれか1つでも50%以上となった場合は、国の一時支援金の対象となるため、市の支援金（第3弾）は対象外になります。

①2021年（令和3年）1月と2019年（平成31年）1月

②2021年（令和3年）2月と2019年（平成31年）2月

③2021年（令和3年）3月と2019年（平成31年）3月

④2021年（令和3年）1月と2020年（令和2年）1月

⑤2021年（令和3年）2月と2020年（令和2年）2月

⑥2021年（令和3年）3月と2020年（令和2年）3月

#### Q 1-3 以前に市の支援金（第2弾・売上減少）の交付を受けたことがあるが、今回も支援の対象となるのか。

A 1-3 他の交付要件を満たしていれば、過去に市の支援金の交付を受けた方でも対象になります。

**Q 1-4 本支援金は先着順か？**

A 1-4 先着順ではありません。申請期間内に申請がなされ、市が行う審査において交付要件を満たしていると判断された対象者全員に交付します。

**2 交付要件について**

**Q 2-1 2021年1月2日以降に登記上の本店又は主たる事務所（住民登録地）が変更になった場合は、対象になるのか？**

A 2-1 2021年1月2日以降に市外へ移転（転出）した方は、交付対象となります。  
2021年1月2日以降に市内へ移転（転入）した方は、交付対象となりません。

**Q 2-2 市税の滞納者や課税されていない者でも対象になるのか？**

A 2-2 本支援金は、事業を継続するための緊急経済対策であることから、対象としますが、市税の滞納がある場合は、速やかに市税総務課と納税計画について協議してください。

**Q 2-3 市内に店舗を有するが、登記上の本店又は主たる事務所（住民登録地）が市外の場合も対象になるのか？**

A 2-3 本支援金の交付要件の1つに、中小法人等であれば市内に登記上の本店又は主たる事務所があること、個人事業主であれば市内に住民登録地があることとしているので、市内に店舗を有していても、登記上の本店又は主たる事務所や住民登録地が市外にある場合は対象にはなりません。

**Q 2-4 異なる会社を複数経営しているが、それぞれに交付されるのか？**

A 2-4 事業者単位での交付であるため、中小法人等の場合は、会社が異なれば、それぞれに支援金を交付します。この場合は、会社ごとに申請手続きを行ってください。個人事業主の場合は1回のみでの交付となります。

**Q 2-5 神奈川県から営業時間短縮要請を受けている飲食店と不要不急の外出・移動の自粛による影響を受ける物販を経営しているが、交付対象になるのか？**

A 2-5 本支援金は、事業者単位での交付であるため、次のとおりとなります。

形態	飲食店と物販が別の会社	飲食店と物販が同じ会社
法人	物販を営む会社は本支援金の交付対象となります。	神奈川県からの協力金の交付を受けることができるため、本支援金の対象となりません。
個人	神奈川県からの協力金の交付を受けることができるため、本支援金の対象となりません。	

**Q 2-6 複数の事業や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか？**

A 2-6 申請は、法人又は個人事業主単位となりますので、事業所や部門などで個々に申請することはできません。この場合、法人又は個人事業主単位で、減少率に係る交付要件を満たしているか審査します。

**Q 2-7 事業収入（売上）とは何か？**

A 2-7 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた「利益」ではありません。

**Q 2-8 2021年の1月から3月までの事業収入（売上）の算出にあたり、未収金がある場合は？**

A 2-8 取引が完了したなど、売上として確定しているものは事業収入（売上）として扱います。

**Q 2-9 2021年3月の事業収入（売上）が未確定だが、申請はできるのか？**

A 2-9 本支援金の交付要件の1つに、「2021年1月から3月までのいずれかの月の事業収入（売上）が、2019年又は2020年の同月と比較して、20%以上50%未満減少した月が存在すること、かつ、50%以上減少した月がないこと」としているため、2021年3月の事業収入（売上）が確定してから申請をしてください。

### **3 申請方法について**

**Q 3-1 パソコンがないため、電子申請ができないが市の窓口に行って申請をすることができなのか？**

A 3-1 接触機会削減の観点から、市役所への御来庁は御遠慮ください。電子申請ができない方は、郵送での受付を行います。申請用紙を郵送しますので商業振興課（電話 0465-33-1511）までお電話ください。

**Q 3-2 電子申請はスマートフォンやタブレット端末からでも申請できるのか？**

A 3-2 いずれも申請できます。なお、パソコンからの申請と同様に、通信料については申請者負担となります。

#### 4 書類について

Q 4-1 税務署の收受印が押印された確定申告書第一表（又は別表一）の控えがない場合は？

A 4-1 2019年以前から事業収入を得ていることを確認するため、原則として、確定申告書第一表の控えには收受印が押印されていること（e-taxによる申告の場合は、「受信通知」を添付すること）が必要です。事情により対応が困難な場合は、下記を参考にご対応ください。

- ・2019年分の確定申告はしたが、收受日付印が押印された控えがない。  
→当該年度の「税証明（※）」を追加で提出していただくことで收受印の代わりとみなします。（※税証明は、当該確定申告書の内容と一致する[事業所得金額]の記載があるもの）
- ・2019年分の確定申告の義務がなく、提出書類が存在しない。  
→2019年分の住民税の申告書類の控えを代替え資料として提出してください。

Q 4-2 法人だが、振込先の通帳の名義は個人のものでもよいか？

A 4-2 支援金の振込先の口座名義は、申請者本人と一致する必要があります。法人の場合は、法人代表者の個人名義の口座であれば問題ありません。

Q 4-3 消費税の申告書類での申請は可能か？

A 4-3 消費税の申告書類は、添付書類としてお使いいただけません。法人の場合は、「法人税の確定申告書別表一」、個人事業主の場合は、「所得税の確定申告書第一表」を提出してください。

Q 4-4 （法人の場合）役員名簿の提出は、「履歴事項全部証明書」の役員一覧で代用可能か？

A 4-4 役員名簿は、小田原市暴力団排除条例第8条に基づき神奈川県警察本部に確認するために提出を求めています。「履歴事項全部証明書」の記載事項では、この調査に必要な項目が網羅されないため、提出書類として取り扱えません。

Q 4-5 申請書の記入方法がわからない。

A 4-5 市のホームページにある記入例を参照してください。  
不足がある場合は、商業振興課（電話 0465-33-1511）までお問い合わせください。

Q 4-6 「書類の保存について」に記載されている書類が、業種の性質上揃わないがどうすれば良いか？

A 4-6 揃えられる範囲で保存していただければ構いません。

## 5 電子申請について

### Q 5-1 電子申請はどこから行うのか？

A 5-1 市ホームページのトップ画面の下にある【申請・届出】のアイコンをクリックしていただくと「電子申請システム」に移動します。  
また、支援金制度の説明ページの中にもリンクがあります。

### Q 5-2 電子申請は利用者登録が必要か？

A 5-2 利用者登録をしなくても交付申請は可能ですが、まず始めにメールアドレスの入力が求められますので、こちらは必須になります（普段お使いになっているもので構いません）。  
メールアドレスの入力が完了した後に自動返信されるメールの本文に URL が記載されます。そちらへアクセスし、申請手続きを開始してください。

### Q 5-3 申請内容の入力を行ったが登録が完了できない。

A 5-3 入力内容に不備があった場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージを参考に入力内容を修正してください。

### Q 5-4 資料を添付したが、エラーになってしまう。

A 5-4 指定のファイル形式でない場合、エラーメッセージが表示されます。  
pdf、jpeg、jpg、png 形式で提出してください。  
事業収入の金額など文字が判読できない場合は、資料として取り扱えませんので、予めご確認のうえ提出するようお願いいたします。

### Q 5-5 提出する資料の数が多く、添付ファイルの枠では不足する場合は？

A 5-5 添付しきれないファイルを zip 形式の圧縮ファイルに加工してください。  
最下欄に zip ファイルが添付できる枠を設けております。  
システムの仕様上、全体で 20MB が限度となりますのでご注意ください。

### Q 5-6 【確認へ進む】を押したとたん freezes してしまった。

A 5-6 添付ファイルのアップロードに時間がかかる場合がございます。  
処理中の可能性がございますので、操作せずにしばらくお待ちください。

### Q 5-7 電子申請を完了したが、申請内容を確認したい場合は？

A 5-7 電子申請システム上で、申請内容が確認できます。  
確認には、申請完了時に発行される[整理番号]と[パスワード]が必要です。

**Q5-8 [パスワード]を忘れてしまったが、再発行は可能か？**

A5-8 システムの仕様上、[パスワード]は申請者本人にしか通知されず再発行も出来ないため、市の担当者が確認してお伝えすることもできません。  
申請完了時に必ず控えていただき、審査完了まで大切に保管してください。

**Q5-9 電子申請を完了したが、申請内容を訂正したい場合は？**

A5-9 申請完了後は、市の担当者が審査を開始するため、申請者が再編集を行えないようシステム制限をかけております。  
訂正を希望される場合は、商業振興課(電話 0465-33-1511)までご連絡ください。  
ご連絡の際は、申請完了時に発行される『整理番号』をお伝えください。

**6 支援金の交付について**

**Q6-1 申請から交付までにどのくらいの期間を要するのか？**

A6-1 申請をいただいた方から順次審査を行います。書類等の不備がなければ、申請から3週間程度で決定通知を発送いたします。交付対象者には、その後1週間程度で支援金を振り込みます。  
市が指定する形で添付書類の提出が困難であり、代替え資料により申請される場合は通常よりも審査時間を要することになりますので予めご承知おきください。

**Q6-2 支援金は課税所得となるのか？**

A6-2 本支援金は、使途に制約のない資金を交付するものであり、税務上は益金(個人事業者の場合は、総収入額)に算入されるものです。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。  
※国の「持続化給付金」と同様の扱いになります。